

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R5 一次補正（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（国総地第 1 1 8 号） （被災地域鉄道路線代替輸送事業）</p>	<p>附 則（国総地第 1 1 8 号） （被災地域鉄道路線代替輸送事業）</p>
<p>第 1 2 条（略）</p>	<p>第 1 2 条（略）</p>
<p><u>附 則</u>（国総地第 1 3 1 号、国自旅第 3 4 9 号）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第 1 条</u> この要綱の改正は、令和 5 年度第一次補正予算から施行する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第 2 条</u> 国土交通大臣は、令和 5 年度第一次補正予算に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）行う者（以下この条から附則第 3 条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（準用規定）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第 3 条</u> 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け国総地第 7 5 号他）附則第 3 条から第 2 1 条までの規定は、前</p>	<p>（新設）</p>

条のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を行う場合において準用する。	
---	--